第十九条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2　1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　当該措置をとる締約国が国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他の締約国に対し、適切な方法で速やかに通報されるものであること。

(e)　他の締約国に対し第三の締約国及び非締約国と同等の待遇を与えることを確保するものであること。

(f)　他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるよう努めつつ採用され、又は維持されるものであること。

3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　1に規定する措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十一条　租税

1　この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

注釈　租税に関する問題を解決するに当たり、当該問題について関係する租税条約が適用されるか否かについては、当該租税条約について権限を有する各締約国の当局が決定する。

3　第十一条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4　第十五条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。

5　(a)　租税に係る課税措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、第十一条の規定を第十五条3に規定する仲裁への投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b)　紛争の当事者である投資家は、第十五条2の規定に基づき書面による協議の要請を紛争の当事者である締約国に提出した時は、(a)に規定する課税措置が収用に当たるか否かを決定するために、当該投資家の締約国及び当該紛争の当事者である締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、当該要請が当該紛争の当事者である締約国に提出された日から六箇月以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、当該事案を同条3に規定する仲裁に付託することができる。

(c)　(b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i)　中華人民共和国については、財政部及び国家税務総局又は権限を与えられたそれらの代理者をいう。

(ii)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(iii)　大韓民国については、企画財政部税制室長又は権限を与えられたその代理者をいう。

第二十二条　利益の否認

1　一の締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一の締約国が当該非締約国と正常な経済関係を有していない場合

(b)　当該一の締約国が、当該非締約国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持する場合

2　一の締約国は、他の締約国の投資家であって当該他の締約国の企業であるものが非締約国の投資家又は自国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他の締約国の領域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

注釈　この条の規定の適用上、「非締約国」には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関設立協定に定める独立の関税地域であって、この協定の効力発生の日において世界貿易機関の加盟国であるものを含まない。

第二十三条　環境に関する措置

各締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の領域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十四条　合同委員会

1　全締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するもの（第三条2及び3に規定する適合しない現行の措置の範囲を含む。）について討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、全締約国に対し適当な勧告を行うことを決定することができる。

3　委員会は、全締約国の政府の代表者から成るものとし、全締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することを決定することができる。委員会は、必要に応じ、自己の運営の方式を決定する。

4　委員会の決定は、コンセンサス方式により行われる。

5　全締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回開催する。